

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		関連事業者の設置の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 2 5 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当するときは、許可しない。 (1) 第 1 種関連事業者 (ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (イ) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。 (ウ) 許可の取消しを受けた日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。 (エ) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (2) 第 2 種関連事業者 (ア) 業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		添付書類 個人の場合 (1) 履歴書 (2) 資産調書 (3) 住民票抄本 (4) 市区長村長の発行する身分証明書 (5) 市長が必要と認める書類 法人の場合 (1) 定款又は規約 (2) 登記簿謄本 (3) 貸借対照表 (4) 財産目録 (5) 株主、社員又は組合員の名簿 (6) 役員及び当該法人を代表する者の履歴書